

「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン」の改訂にあたって

1 「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン」策定の経緯

平成 16 年 3 月の実施計画改定の際には、個性豊かな地域社会の創造に向かって、新たに 29 の計画事業を加えて取り組みを進めていくこととしました。経常的な事務事業のほかに、実施計画事業を着実に実施していくためには、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間の計画期間中に 167 億円の財源不足が見込まれていました。そのための財源を確保することに加えて、同じ時期に行われる「三位一体改革」などへの対応が必要であり、自立した経営を目指し、将来にわたり安定した行財政の基盤整備を行うことが不可欠な状況にありました。

こうした課題への対応を図るため、実施計画の改定と同時に「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン（以下「大綱・プラン」という。）」を改訂し、5 か年を「集中改革期間」として定め行財政改革に取り組んでいくことにいたしました。

計画期間中の財源確保目標額は、安定した行財政基盤整備を行うために 191 億円と設定し、全庁を挙げて行財政改革への取り組みを行なうこととしたものです。

2 平成 16 年度から 18 年度までの 3 か年の取組状況

（1）年次別推進プラン改革項目の取組状況

5 年間の集中改革期間の成果につきましては、計画期間終了後に明らかにすべきであると考えていますが、今回は中間のまとめとして、当初掲げた改革項目全てについて、取り組みの状況を整理いたしました（詳細は 7 ページ以降に掲載）。概要は下表のとおりです。

	16 年度に実施	17 年度に実施	18 年度に実施	継続実施中	検討中
具体策合計	44 件	38 件	27 件	71 件	60 件
240 件	18.3%	15.8%	11.3%	29.6%	25.0%

全 240 件中、180 件（75.0%）が実施済みまたは、継続して実施中となっています。残る 2 年間で現在検討中の 60 件の実施に努めます。

(2) 財源確保状況

平成16年度から18年度までの財源確保額は下表のとおりです。

5年間の確保目標額		19,084,000千円		(単位千円)
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
確保額	1,971,743	866,535	1,098,171	
累計	9,858,715	13,324,855	16,619,368	
確保率	51.7%	69.8%	87.1%	

(確保額累計は16年度分×5年、17年度分×4年、18年度分×3年で積算している)

現時点での成果といたしましては、目標の87%を確保していますが、残る2年間の取り組みにより確保目標額の達成に努めてまいります。

(3) 職員定数適正化計画の取組状況

現在の職員定数適正化計画は、平成16年度当初の職員数2,645人に対し5年間で概ね10%(265人)を削減することを目標として掲げました。

平成16年度から18年度までの3年間で、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業の効率化や外部委託化の推進などにより187人の削減を行っています。

(総務省の地方公共団体定員管理調査値)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
削減した職員数	71人	64人	52人
削減累計	71人	135人	187人
目標達成率	26.8%	50.9%	70.6%

3 行財政改革に関わる状況の変化

前回の改定から3年を経過し、区政を取り巻く状況も変わってきています。平成17年度には総務省から全自治体に対し集中改革プランの策定の考え方が示されました。平成18年4月には「行革推進法」が施行され、新たに「市場化テスト」への取り組みが打ち出されるなど、行財政改革は、全国的に取り組まれています。

少子高齢化などに対応するため社会保障制度の改革も進められ、制度運営における自治体の適切な対応がこれまで以上に必要となっています。

18年度からは公の施設管理に指定管理者制度を導入しました。今後区直営の施設についても導入を進める予定です。このところ各地で施設管理の事故が相次ぎ、業務委託、

施設管理委託に当たっては、改めて安全対策が求められています。

本区の18年度当初予算は、区税等の増収により基金による財源対策なしに予算編成を行うことが出来ました。しかし、財政指標では経常収支比率が80%を超えて推移するなど依然として歳出構造の硬直化が続いています。

区税収入も、緩やかな景気回復の基調が続く中で増収となるところですが、本区の場合は、19年度以降、三位一体改革に伴う個人住民税の税率フラット化の影響を受け増収が見込めない状況です。

こうした状況の中で、行財政改革に取り組み簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、真に必要な施策を重点的に推進することが求められています。

4 今回の改訂の考え方

現行の「大綱・プラン」は5年間の「集中改革期間」として定めたものです。取り組んだ結果については計画期間終了後に区民の皆さんに明らかにしてまいります。今回の改訂は「大綱・プラン」の基本的な枠組みは踏襲しながら、これまでの3年間に生じた事情や状況の変化を踏まえ必要な修正を加えることとしました。

残る2か年の計画期間においては、次の項目に重点的に取り組みます。

民間活力の活用

民間活力の活用に当たっては、外部委託によってサービスや安全性が低下することがないように、適切な制度導入・運用を図ります。

・指定管理者制度

平成18年度に指定管理者制度を導入した93施設について、指定管理者制度導入の目的（住民サービスの向上・安全な施設管理・経費の効率的な活用）が達成されているか検証、評価し、適切な運用を図ります。

平成19年度以降、直営施設について指定管理者制度の導入を進め、サービスの向上、経費の効率化を図ります。

・委託の推進

外部委託を推進するためのガイドラインを作成するとともに委託業務の点検・評価方法を確立し、適切な業務委託の運用を図ります。

・市場化テストへの対応

制度導入は「サービスの質の向上や経費削減効果」、「区の責任の担保」、「他の事業者活用手法（業務委託、人材派遣等）や非常勤職員活用との比較」などの点について検討したうえで、導入の可否を判断していきます。

市場化テスト（公共サービスの官民競争入札） これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面でもっとも優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度

職員配置の適正化

職員定数適正化計画の定数削減目標を達成するための取り組みを進めるとともに、制度改正や IT 化による業務量の変動等を見据えながら、必要な分野への振替えを行い、職員配置の適正化を図っていきます。

迅速的確な意思決定できる組織整備

区民に分かりやすく簡素で効率的であることを基本に、次の点に留意しながら組織整備を進めます。

- ・ 様々な制度改革が進んでいることから、新たな課題に迅速に対応できる組織。
- ・ IT 化の進行など、情報処理のあり方も大きく変わってきています。これを有効に活用できる情報社会にふさわしい組織。

財政基盤の確立

新年度からの新たな予算編成手法も活用しながら、経費の効率的な執行に努めるとともに、事務事業の見直しや職員の適正化に努めていきます。

こうした取り組みを進め、経常経費の縮減を図り将来にわたる状況変化に対応できる財政基盤の確立を目指します。

5 今回の改訂の主な修正点

現行の「大綱・プラン」の基本的な枠組みは変えておりませんが、「年次別推進プラン」の実施済みの改革項目・具体策について削除したほか、次のものについて修正をしています。（「第 2 次行財政改革大綱」の各項目は改革全体の方向性を示すため、年次別推進プランで実施済みとしたものについても引き続き掲載し、新規改革項目を加えました。）

(1) 改革項目として継続して掲げることが適切でないため削除したもの

年次別推進プラン	No25-1	私立幼稚園保護者負担軽減の見直し (理由)保護者負担の公私格差是正の観点から検討することとしたため。
	No53	都市経営的手法等による長期的な収入の確保 (理由)長期的な計画である、区の基本計画・実施計画の中で検討課題として整理することが適当であるため

職員定数適正化計画	No13	検収事務体制の見直し (理由)区政の透明性向上に向け、契約履行検査体制の全庁的なシステム化に取り組んでいくこととしたため
-----------	------	---

(2) 行財政改革に関わる新たな施策や取り組みとして項目を加えたもの

行財政改革大綱	新規	介護保険給付の適正化(プランにも反映)
年次別推進プラン	No24-28	地域包括ケア推進体制の確立
	No28-5	まちの環境美化の推進
	No29-5	廃プラスチックリサイクルの促進
	No39-3	業務委託仕様書及び予定価格積算の見直し
	No55-2	新たな広告収入の確保
職員定数適正化計画	No67	内部情報システムの導入に伴う効率化

(3) 改革項目・具体策の内容を見直したもの(表現の整理のみのものを除く)

行財政改革大綱	No14	協働によるまちづくり
	No59	総合的な人事・給与制度の構築
年次別推進プラン	No15	地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり
	No17	地区での課題検討の場の設定
	No19	公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討
	No25-4	公益法人等補助金の見直し(No19に統合)
	No25-6	プレミアム共通商品券の見直し
	No37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用
	No38-2	文書管理システムの改善(No38-1に統合)
	No38-4	出納審査事務の効率化(No38-1に統合)
	No41-1	電子入札制度等の活用
	No45-4	高齢者センター業務の委託化
	No46-2	福祉工房の効率化
	No59-1	人事考課制度の給与等への総合的な活用
	No69	特別区債発行額及び公債費の抑制
	No70	基金の有効活用
	No72-1	特別区民税の収納強化
	No72-4	マルチペイメントネットワークの検討(No4に統合)
	No76	都区税財政制度の改善
	No89	権限・責任の伴った組織の整備
	No90	担当部課長制の活用(No89に統合)
	No91	管理職ポストの削減(No89に統合)
No93	新たな手法を活用した業務改善	
No94	VEの活用による事務改善(No93に統合)	
No95	業務改革手法の確立(No93に統合)	

6 進行管理と区民への公表

- (1) 改革項目への取り組みに関する進行管理を、部局問わず共通課題として区全体として行っていくものと、部局に委ねるものに区分し、区全体として進行管理を行う改革項目・具体策は 表示としています。
- (2) 今回の改訂で平成19年度～20年度までの2カ年の改革実施策を決定し、19年2月、20年2月に当該年度の実施状況を公表します。また、最終年度である平成20年度には「大綱・プラン」全体を総括した実施結果をとりまとめ、平成21年3月を目途に公表し、平成21年度以降の行財政改革への取り組みに反映します。